

【参考】 収入項目の分類基準表

(収入)

項 目		内 容	
1	党 費 ま た は 会 費	個人が負担する党費または会費（当該団体の規約等の定めにより集められるもの）の合計金額及び納入した者の実人員。 ※「法人その他の団体」からの党費または会費は除く（「2 寄附（2）法人その他の団体」に含める。）	
2	(1) 個 人	個人からの寄附（特定寄附を含む。）	政治団体が受けた、自動車・事務所・労務等の無償提供や物品の寄附は、金額に換算して計上する。 ※年間5万円超（5万1円以上）の寄附については、個別に明細を記載する。
	(2) 法 人 そ の 他 の 団 体	「法人その他の団体」から受けた寄附（党費・会費として受けた金額を含む。） ※「法人その他の団体」からの寄附を受けられるのは、政党又は政党支部のみ。	
	(3) 政 治 団 体	政治団体として届出がある団体からの寄附 ※政党支部が、本部又は支部から受け取った交付金は、（その5）に計上する。	
	(4) 政 党 匿 名 寄 附	政党及び政治資金団体が、街頭又は一般に公開される講演会若しくは集会において受けた、1,000円以下の寄附。 この例以外は、すべて禁止。	
3	機関紙誌の発行その他の事業による収入	「機関紙や機関紙誌の発行事業収入」「政治資金パーティーの開催事業収入」「新年会・忘年会等その他催し物の会費による収入」。 具体的には、「〇〇機関紙発行事業」「△△政治資金パーティー開催事業」「□□講演会開催事業」「××総会開催事業」等の名称を事業ごとに記載する。 ここで掲載した事業については、支出の2「政治活動費」の(3)機関紙誌の発行その他の事業費のいずれかの支出として掲載される。 ※これらの事業で「お祝い」等の会費以外の収入は、寄附となるので注意。	
4	借 入 金	個人または金融機関等からの借入金。	
5	本部又は支部から供与された交付金に係る収入	本部・支部間又は支部間における（選管等へ届出がある支部に限る。）交付金・還付金・納付金・寄附等によって受けた額。	
6	そ の 他 の 収 入	上記1～5に分類できない収入額で、例えば、預金利子や労務等の無償提供による寄附をした場合の支出に対応する「金銭以外のものによる寄附相当分」の類をいう。 この項目は、1件10万円以上のものについては個別に明細を記載する。	

【参考】 支出項目の分類基準表

(支出)

項 目		項目別区分小分類の例	内 容	
1 経常経費	(1) 人件費	総額を記載し、内訳・領収書は不要	政治団体の職員（機関紙誌の発行その他の事業に従事する者を除く。）に支払われる給料、報酬、扶養手当・通勤手当・住居手当その他の諸手当の類及び健康保険料・労働保険料その他の各種保険料の類をいう。	
	(2) 光熱水費	①資金管理団体は、内訳が必要（5万円以上の支出には、領収書等の写しを添付）	電気・ガス・水道の使用料及びこれらの計器使用料等をいう。	
	(3) 備品・消耗品費	②国会議員関係政治団体は、内訳が必要（1万1円以上の支出には、領収書等の写しを添付）	机、椅子、ロッカー、複写機、自動車（事務所に限る。）等の備品の類及び事務所用紙、封筒、筆記具等の事務用品類、新聞、雑誌、ガソリン（事務所用自動車用）等の消耗品の類の購入費をいう。	
	(4) 事務所費	③上記以外の団体は、内訳・領収書は不要	事務所の借料損料（地代・家賃など）、公租公課、火災保険料等の各種保険料、電話使用料、切手購入費、修繕料、政治資金監査報酬その他これらに類する経費で、事務所の維持に通常必要とされるもの。	
2 政治活動費	(1) 組織活動費	組織対策費、大会費、行事費、渉外費、交際費など（選挙に関するものを除く。）	当該政治団体の組織活動に要する経費（選挙に関するものを除く。）で、例えば、当該団体の大会費・行事費（臨時に会費等を徴収しないで実施したもの）、組織対策費（当該団体の日常の政治活動を行う上で要する経費）、渉外費（他団体との交渉、意見交換の経費、パーティーの会費など）、交際費（慶弔等の儀礼的に支出する経費など）など。	
	(2) 選挙関係費	公認推薦料、陣中見舞、選挙対策費など	選挙に関して支出される経費で、例えば、公認料・推薦料や陣中見舞として候補者又は出納責任者に寄付したものの。その他選挙に関して行われる政治活動に要する経費（選挙時の確認団体の政治活動費等）の類をいう。政治団体への寄附は、政治活動に関する寄附として、「(5)寄附・交付金」に区分される。	
	(3) そ 機 関 紙 誌 の 発 行 事 業	ア 機関紙誌の発行事業費	材料費、印刷費、荷造発送費、原稿料、発行事業従事者の給与など	材料費、印刷費、荷造発送、原稿料、機関紙誌の発行事業に従事する者に支払われる給与、その他機関紙誌の発行に要する経費の類をいう。
		イ 宣伝事業費	遊説費、新聞・テレビ・ラジオの広告費、ポスター・パンフレットの作成費、宣伝用自動車の購入・維持費など	機関紙誌の発行以外の政策の普及宣伝に要する経費（選挙に関するものを除く。）で、例えば、遊説費、新聞・ラジオ・テレビ等の広告料、ポスター・ビラ・パンフレット・団体の看板等の作成費、ホームページ関係費、宣伝用自動車の購入費用・維持費の類をいう。
		ウ 政治資金パーティー開催事業費	会場借上費、記念品代、講演諸経費 パーティー名、事業名など	政治資金パーティーの開催に要した経費をいい、例えば、会場借上費、記念品代、講演者への謝礼等の講演会に要した経費などでパーティー毎に別葉にまとめる。
		エ その他の事業費	新年会・忘年会開催費、講演会開催費、バザー開催費、バス旅行会開催費など	会費や売上など「3機関紙誌の発行その他の事業による収入」に掲げた事業に要した経費で、ア、イ、ウ以外の事業について事業毎に別葉にまとめる（催した事業のために会費を徴収したもの）。
	(4) 調査研究費	研修会費、資料費、書籍購入費など	政治活動のために行う調査研究に要する経費で、例えば、研修会費、資料費、書籍購入費、翻訳代の類をいう。	
	(5) 寄附・交付金	寄附、交付金、会費など	当該団体以外の政治団体等への政治活動に関する寄附・会費・賛助金、当該政治団体の本部又は支部の関係にある団体間（政党を含む。）で、本部又は支部に供与した交付金、会費、負担金の類をいう。選挙に関して候補者（又は出納責任者）に支出される経費は、「(2)選挙関係費」である。	
(6) その他の経費	借入金返済、貸付金など	上記(1)～(5)に分類できない政治活動に要する経費で、例えば、借入金の返済、貸付金及び労務等の無償提供による寄附を受けた場合の収入に対応する「金銭以外のものによる寄附相当分」の類をいう。		